

低所得世帯に対する給付金事業（住民税非課税世帯等）の実施状況について

令和6年1月より取り組みを進めている低所得世帯への給付金（住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯・子育て世帯へのこども加算）の実施状況を報告します。

1 事業の概要

物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図るため、住民税非課税世帯への7万円給付に加え、住民税均等割のみ課税世帯に10万円の給付金を支給するものです。併せて、両給付金対象世帯のうち、子育て世帯に対しては児童1人あたり5万円を加算して支給します。

各給付金の詳細は以下の通りです（※支給対象は基準日において本市に住民登録のある世帯）。

	【1】住民税非課税世帯	【2】均等割のみ課税世帯	【3】子育て世帯への加算	
対象者	令和5年度住民税均等割の非課税者のみで構成される世帯の世帯主	令和5年度住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯の世帯主（【1】を除く）	【1】【2】の給付対象世帯の世帯主（※同一世帯の18歳以下の児童が対象）	
基準日	令和5年12月1日			
給付額	7万円／1世帯	10万円／1世帯	5万円／児童1人	
見込数	36,000世帯	4,500世帯	3,700世帯（6,100人）	
予算措置	令和5年12月20日議決済み	令和6年1月17日専決済み	令和6年1月17日専決済み	
予算額	給付費	2,520,000千円	450,000千円	305,000千円
	事務費	90,000千円	27,000千円	30,000千円
財源	国庫補助金（10／10）			

<給付金の構成>

〔 【1】または【2】の支給に加え、生計を一にする児童がいる場合、児童一人あたり5万円を加算して支給 〕

【3】子育て世帯への加算(5万円／児童1人)



【1】住民税非課税世帯

(7万円／1世帯)

〔 令和5年7月～ 〕

〔 3万円給付対象世帯 〕



【2】均等割のみ課税世帯

(10万円／1世帯)

2 運用スケジュール（予定）及び実施状況

	【1】住民税非課税世帯	【2】均等割のみ課税世帯	【3】子育て世帯への加算
支給案内等	令和6年1月18日送付	令和6年2月末送付	令和6年2月末送付
手続き	①3万円給付実績世帯 →申請不要 ②①以外は申請必要 (電子申請可能)	①公金振込口座等の登録がある場合 →申請不要 ②①以外は申請必要 (電子申請可能)	①【1】世帯 →申請不要 加算分のみを支給 ②【2】世帯は10万円 給付金と同手続き
支給時期	令和6年1月30日から	3月中開始予定	3月中開始予定

3 その他

最新の情報を市ホームページで随時掲載するとともに、広報あかしによる案内により周知を図っていきます。